
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目

【審議事項】IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」－ 交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、外国通貨との交換可能性が極端に長期的に欠如している状況下における、報告企業が損益及び財政状態を当該外国通貨から自らの表示通貨に換算する場合の換算レートの決定に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、ベネズエラで活動する在外営業活動体に IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（以下、「IAS 第 21 号」という。）を適用するに当たり、使用すべき外国通貨との交換レートの識別の困難性について、これまで継続的に議論してきた。
3. 国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）及び IFRS-IC における議論の状況は、次のとおりである。
 - (1) 2014年11月にアジェンダ決定を公表（別紙1参照）。
 - (2) 2015年アジェンダ・コンサルテーション（2016年にアジェンダには取り上げないことを決定。）
 - (3) 2018年5月のIFRS-IC会議（今後の方向性を議論）。

2018 年 5 月の IFRS-IC 会議について

4. IFRS-IC は、2018 年 5 月の IFRS-IC 会議において、次の場合に使用すべき換算レートについて議論した。
 - (1) 報告企業が在外営業活動体の損益及び財政状態を自らの表示通貨に換算する。
 - (2) 在外営業活動体の機能通貨について、他の通貨との交換可能性が長期的に欠如した状態にある。

5. IFRS-IC は、IFRS-IC が行った調査（別紙 2 参照）に基づき、多くはないが、少なくともいくつかの企業のベネズエラで活動する在外営業活動体において、他の通貨との交換可能性が長期的に極端に欠如し、法的に為替を交換する仕組みを通じて、外国為替を入手することが極めて困難な状況下にあるとの説明を受けた。

また、ベネズエラにおけるそのような状況下において、報告企業が、損益及び財政状態を自らの表示通貨に換算する場合の換算レートをどのように決定するのかの問題について、今後の議論の進め方を議論した。

なお、2018 年 5 月の IFRS-IC 会議においては、IFRS-IC は何も決定を求められなかった。

6. IFRS-IC の多くの委員は、今後、IASB 又は IFRS-IC が本論点を取り扱うのであれば、極めて狭い範囲のみを対象とし、ベネズエラで見られるような特殊な状況を対象としていることを強調する必要があると述べた。

III. 2018 年 6 月の IFRS-IC 会議における議論

本論点の概要

7. IASB スタッフは、2018 年 5 月の IFRS-IC 会議で聞かれた意見を踏まえ、ベネズエラにおける次のような状況で使用すべき換算レートを議論している。（ベネズエラにおいて、他の通貨との交換可能性が極端に長期的に欠如していることを強調している。）
 - (1) 報告企業が在外営業活動体の損益及び財政状態を自らの表示通貨に換算する。
 - (2) 在外営業活動体の機能通貨について、他の通貨との交換可能性が長期的に欠如している。
 - (3) 他の通貨との交換可能性が極端に欠如している結果、在外営業活動体は、法的に為替を交換する仕組みを通じて外国通貨を入手することが困難な状況である。
8. IASB スタッフは、IAS 第 21 号には、報告企業が在外営業活動体の損益及び財政状態を自らの表示通貨に換算することへの要求事項が記載されているが、①外国通貨の機能通貨と②報告企業の表示通貨との交換可能性が長期的に欠如している場合に、在外営業活動体の損益及び財政状態を換算する際に使用するべき換算レートに関しては、要求事項が明確ではないとしている。
9. IASB スタッフが認識しているベネズエラの状況は以下のとおりである。

- (1) 政府がベネズエラにおける法定通貨（Venezuelan Bolivar:以下、「VEF」という。）を管理し、主にオークション形式で企業や個人に外国通貨を割り当てる。政府は、VEFの公定為替レートを定めており、公定為替レートは変動相場制ではない。VEFの交換可能性は政府の規制を受け、その規制は年々厳しくなっている。
 - (2) 企業は、VEFを交換できない状態が長年続いており、配当を送金する上でVEFを他の通貨に交換することができず、投資に関連した支払についてもVEFを他の通貨に交換することができない。VEFの交換可能性は、ここ数年で、在外営業活動体が外国通貨を入手することが困難なほど、交換可能性が極端に低下している。
 - (3) 政府は、公定為替レートを散発的に調整するだけでなく、ベネズエラにおける現在の超インフレ経済を反映していない。
 - (4) ベネズエラで活動する在外営業活動体を、公定為替レートを使用して換算した場合には、報告企業における資産、負債、資本、収益、費用のいずれにおいても、報告数値全体に対する在外営業活動体の割合が実態よりも過大に報告する結果となる。
 - (5) 過大な報告は、報告企業の財務諸表において重大な乖離を生じさせる。例えば、現金及び現金同等物を、公定為替レートを使用して換算した場合には、実態としてはそのレートでは換算されない資金量で、過大に報告されることになる。
 - (6) IAS第29号「超インフレ経済化における財務報告」の適用において、適切なインフレ率を反映しない公定為替レートを使用して、ある特定期間における交換率の差をインフレ率として調整した場合には、そこから計算されたインフレ率はベネズエラにおける経済実態を適切に表さずインフレ率が低く計算されるため、財務報告における経済実態との乖離をさらに助長させている。
10. IASB スタッフはまた、IASB スタッフが実施した調査において、ベネズエラで活動する在外営業活動体の報告には、次の3つのパターンが見られるとしている。
- (1) 公定為替レートを使用して換算する。
 - (2) ベネズエラのインフレ率を反映するよう見積りを行った交換レートを使用し換算する。
 - (3) 換算は行わず、ベネズエラで活動する在外営業活動体を連結対象から除外する。

(連結対象からの除外)

11. IASB スタッフは、ベネズエラで活動する在外営業活動体を連結対象から除外している企業は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下、「IFRS 第 10 号」という。）第 B80 項（投資先への支配の再判定）を参照していると考えているが、IFRS 第 10 号は、投資先の機能通貨の交換可能性が長期的に欠如している場合に連結対象から除外するというような例外を認めている訳ではないことから、連結対象から除外している事例については、本論点の議論の対象とはしていない。

IASB スタッフの分析

（表示通貨への換算）

12. IAS 第 21 号第 18 項において、報告企業は、報告企業に含まれる個別の企業の損益及び財政状態を自らの表示通貨に換算することを規定しており、これは例外なくどの在外営業活動体にも当てはまるとしている。
13. IAS 第 21 号第 39 項及び第 42 項では、企業は次のとおり換算することを規定している。
 - (1) 在外営業活動体の資産及び負債を「決算日レート」で換算する。
 - (2) 在外営業活動体の収益及び費用を次のレートで換算する。
 - ① 在外営業活動体の機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない場合、「取引日の為替レート」で換算する。
 - ② 在外営業活動体の機能通貨が超インフレ経済の通貨である場合、「決算日レート」で換算する。

（決算日レート）

14. IAS 第 21 号第 8 項では、「決算日レート」を、「報告期間の末日現在の直物為替レート」と定義し、その「直物為替レート」とは、「即時の受渡しに係る為替レート」と定義している。「為替レート」とは、2つの通貨が交換される比率である。
15. これらの定義から IASB スタッフは、「決算日レート」とは、「報告期間の末日において別の通貨に即時に交換する際に適用されるレート」であると分析している。
16. IASB スタッフは、IAS 第 21 号第 26 項において、この考え方が示されているとしている（下線追加）。

IAS 第21号第26項

いくつかの為替レートが利用可能な場合には、使用するレートは、当該取引又は残高が表すキャッシュ・フローが測定日に発生したとした場合に当該キャッシュ・フローを決済し得たであろうレートである。…

17. IASB スタッフはまた、「決算日レート」を、企業が報告日において法的に為替を交換する仕組みを通じて入手可能なレートであると考えている。「即時の受渡し」とは、企業が当該仕組みに即時にアクセスできることを意味しており、法的に為替を交換する仕組みには、広義において次の二つのケースがあるとしている。

(1) 取引市場（自由変動相場）

(2) 政府によって管理されたプロセス（政府が外国通貨の売買を行い、政府が企業や個人に当該外国通貨の配分を行う。）（以下、当該状況を「為替の政府管理下」という。）

（交換可能性の一時的な欠如と長期的な欠如）

18. IAS 第 21 号第 26 項において、二つの通貨間における交換可能性が「一時的に欠如」している場合に適用される要求事項を記載している。
19. IAS 第 21 号第 26 項では、次の記載がある（下線追加）。

IAS 第21号第26項

…2つの通貨間の交換可能性が一時的に欠如している場合には、使用するレートは、その後最初に交換し得た時点のレートである。

20. IAS 第 21 号は「一時的な欠如」の状況について、これ以上何も言及していない。また、交換可能性が長期的に欠如している場合の要求事項は、何も記載していない。
21. IASB スタッフは、そもそも「交換可能性が欠如している状況」とは、企業が法的に為替を交換する仕組みを通じて、ある通貨を別の通貨に交換できない場合に発生する状況だとしている。為替の政府管理下においては、外国為替の規制により、企業の外国通貨の購買行為や、購買枠は制限される。
22. IASB スタッフは、為替の政府管理下において、「交換可能性が欠如している状況」は、実務上の観点から次のような様々な要因により発生すると考えられるとしている。
- (1) 企業が入手できる外国通貨の量への制限
- (2) 企業が外国通貨を入手しようとした場合の遅延

(3) 使用目的ごとの外国通貨の使用量への制限（当該外国通貨を使用して特定の財を輸入することは許可されるが、外国の投資家へ当該通貨を用いて配当支払を行うことは許可されない、など。）

23. IASB スタッフは、IAS 第 21 号第 26 項の「一時的な欠如」に関する要求事項は、次のような場合に適用されると考えている。

(1) 報告期間の末日（もしくは取引日）に交換可能ではなく、報告企業が期末日レート（もしくは取引時のレート）を観察できない状態

(2) 通貨の交換可能性が、報告期間の末日より後であるが財務諸表が発行されるよりは以前に回復する状態

企業は、上記のような場合には、通貨の交換可能性が回復した時に、その時の直物為替レートを期末日レートとして換算する。

24. 前項までの分析の結果、IASB スタッフは、ある通貨の交換可能性が「長期的に欠如」している状況とは、報告期間の末日に交換可能ではなく、通貨の交換可能性が、財務諸表が発行されるよりも以前には回復しない状況であると分析している。

（ベネズエラの交換可能性の状況と、決算日レートに公定為替レートを使用する場合の問題）

25. VEF の交換可能性は、次のとおりである。

(1) ベネズエラにおける法制に基づいた外国通貨の供給は、政府に管轄され管理された仕組みによってのみ、なされている。

(2) 多くのベネズエラで活動する在外営業活動体は、VEFを交換できない状態が長年続いており、外国の投資家への配当支払といった投資に関連する支払を行う目的に対しては、外国通貨を得ることはできない。中には、極めて少数の在外営業活動体は外国通貨を入手できているものもあるが、その場合でも承認プロセスが相当に遅延し、在外営業活動体が要求した額と比較し極めて少額しか受け取ることができない。

(3) VEFの交換可能性は、どのような目的に使用するのであれ、一般的に極度に制限されており、その状況は2017年から2018年にかけてより深刻になっている。ベネズエラで活動する在外営業活動体は、法的に為替を交換する仕組みを利用した場合には、要求額が極めて少額である場合か、又は例えば医療や人道的な目的といった、極めて制限された目的での支払である場合を除いて、外国通貨を入手することが困難である。

26. IASB スタッフは、VEF の交換可能性について、前項までの状況から、VEF は交換可能性が「長期的に欠如している状況」に該当すると考えている。このような極めて特別な状況にあるベネズエラで活動する在外営業活動体の損益及び財政状態を換算する際には、次の二つの事項を考慮するべきであると分析している。

(1) VEFの公定為替レートは、IAS第21号の直物為替レート（決算日レート）の定義を満たさない可能性がある。

ベネズエラで活動する在外営業活動体は、法的に為替を交換する仕組みを通じても、VEFを他の通貨に交換できず、公定為替レートで即時に決済することもできない。つまり、公定為替レートは、ベネズエラで活動する在外営業活動体にとって、「即時の受渡しに係る為替レート」（即時に交換可能なレート）ではない。

(2) 直物為替レートについて直接的に観察可能なレートがない状況下で、企業は決算日レートを見積ることになる。

27. IASB スタッフは、政府の定める公定為替レートがあるからといって、必ずしも当該公定為替レートの存在が、企業が「交換可能であること」を指すとは限らないと考えている。為替の政府管理下において、公定為替レートを換算レートとして使用できるのか否かは、企業がその公定為替レートを使用して、実際に即時に交換取引を行えるのかどうか、であると分析している。

28. IASB スタッフは、前項までの分析から、ベネズエラにおける状況は「交換可能性が長期的に欠如している状況」に該当し、政府の定める公定為替レートは、決算日レートとして使用することには適していない（すなわち、決算日レートの見積りが必要である）と考えている。

（直物為替レートの見積り）

29. IASB スタッフは、企業が直物為替レートを見積る場合には、あらゆる要因、特にインフレ率を考慮することが期待されると述べている。

30. 直物為替レートについて見積りレートを使用する場合、企業ごとに異なるレートを見積り使用することとなるが、IASB スタッフは、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下、「IAS 第 1 号」という。）第 125 項において開示上の原則が示されていることを指摘し、見積りレートの使用にこれらが適用されることを示している。

31. IAS 第 1 号第 125 項には次の記載があり、IAS 第 1 号第 126 項から第 133 項には、IAS 第 125 項に付随する要求事項が記載されている。

IAS 第1号第125項

企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。

- (a) その内容
- (b) 報告期間の期末日現在の帳簿価額

(開示)

- 32. 交換可能性が長期的に極端に欠如している場合、IASB スタッフは、IAS 第 1 号における要求事項には前項のほか、IAS 第 1 号に含まれる様々な要求事項が該当する可能性があるとしている。
- 33. 加えて、IASB スタッフは、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下、「IFRS 第 12 号」という。）第 10 項及び第 13 項には、企業が企業集団の資産へのアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に対する重大な制約の内容及び程度の開示が要求されていること、また IFRS 第 12 号第 20 項及び第 22 項には、共同支配企業及び関連会社が資金を当該企業に送金する能力に関する重大な制約の内容及び程度を開示することが要求されている点を指摘している。

(今後の対応)

- 34. IASB スタッフは、2018 年 5 月及び 6 月の IFRS-IC 会議において、今後の方向性として次の 3 つの案を議論している。
 - (1) 何も対処しない。
 - (2) 狭い範囲の基準の修正を行う。
 - (3) 再度、アジェンダ決定案を公表する。

何も対処しないことについて

- 35. IASB スタッフは、本論点の対象となる法域がベネズエラに限定されることや、2014 年にすでにアジェンダ決定を公表しており、企業にはすでに、IAS 第 21 号には、交換可能性が長期的に欠如する場合について明確なガイダンスがないことを示しており、これ以上の対処は不要であるとも考えられることから、何も対処しないことも選択肢になり得るとしている。
- 36. しかし、本論点が消滅されないことや、実務にばらつきが生じていることを踏まえ、

何らかの対処が必要であると考えている。

狭い範囲の基準の修正について

37. IASB スタッフは、狭い範囲の基準の修正を行った場合については、ベネズエラで見られるような極端な事例ではなく、より広範な状況への適用が可能になる便益があるとしている。
38. しかし、IASB スタッフは、この問題がベネズエラ以外に広範に見られる状況ではない中で、既存の要求事項を変更することの潜在的な便益が、基準を修正するコストを上回るのかどうかに疑問を持っている。
39. 2015 年のアジェンダ・コンサルテーションに対して、2016 年に当該論点をアジェンダには取り上げないことを決定しており（2014 年の IFRS-IC のアジェンダ決定において議論された長期的な交換可能性の欠如は、2015 年のアジェンダ・コンサルテーションで検討された事項の一部である。）、本論点を基準設定アジェンダとして取り上げる場合には、他のアジェンダよりも優先する必要がある、つまり、プロジェクトの優先順位が過去 2 年のうちに変動したことを示す必要があると述べている。
40. また、ベネズエラのみ状況ではなく、より広範な状況を踏まえ基準の修正を行う必要が生じることから、緊急の対応を望む関係者の期待に応えられないことを懸念している。

再度、アジェンダ決定案を公表することについて

41. IASB スタッフは、結論として、即時に対応が可能な方法として、アジェンダ決定案を再度公表することを提案している。アジェンダ決定案には、次の内容を含むとしている。
 - (1) アジェンダ決定案で議論する範囲を、ベネズエラで見られるような事例に限定する。
 - (2) ベネズエラで見られるような状況下では、IAS第21号の決算日レートの定義から、見積りレートの使用が適切であることについて記載する。
 - (3) 適用される可能性のある開示の要求事項について言及する。

IFRS-IC 会議での議論の結果

42. スタッフが示した分析の内容については、委員全員が賛成を表明した。

43. しかし、議論の中で、スタッフ提案のアジェンダ決定案に示された文案における「極端に」という表現では、ベネズエラで見られるような状況を特定しているとは言えないとの意見が聞かれた。
44. 議長より、アジェンダ決定案に「ベネズエラ」で生じている事象を対象としていることをより明確に言及すべきか否かの賛否を確認した結果、「ベネズエラ」に言及しないことについては5名のみ賛成に留まり、多くの委員が、「ベネズエラ」に言及すべきであるという意見に賛成した。
45. また、委員の中では、スタッフの分析に同意するものの、IAS第21号に見積りレートを使用できることについて明確な記載がないことから、アジェンダ決定案を公表することに賛成する意見がある一方、アジェンダ決定案ではなくやはり基準の修正を行うべきであるという意見が複数の委員から聞かれた。
46. 議長より、アジェンダ決定案についてはベネズエラを対象として記載し、それとは別に、狭い範囲の基準の修正を行うことを前提にレートの見積り方法に関してスタッフにより詳細な分析を依頼するかどうかについて賛否を確認した結果、ほぼ全員の委員が賛成した。

今後の予定

47. IFRS-ICは、アジェンダ決定案について2018年8月21日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以上

(別紙 1)

2014 年 11 月のアジェンダ決定（抜粋）

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」——外国為替に関する制限及び超インフレ（アジェンダ・ペーパー10）

解釈指針委員会は、ベネズエラの在外営業活動体の業績及び財政状態の換算及び連結に関するガイダンスについて要望を受けた。この論点が生じたのは、ベネズエラには厳しい外国為替管理があるためである。これには複数の公定為替レートの存在が含まれ、それらは現地の超インフレ率や交換できる現地通貨の額に対する制限を十分に反映していない場合がある。

ベネズエラでの在外営業活動体に対する企業の純投資の換算に公定為替レートを使用することは、当該在外営業活動体の財務業績及び財政状態をグループの連結財務諸表において適切に反映しないように思えるという懸念が提起された。

解釈指針委員会は、次の 2 つの主要な会計上の論点を識別した。

- (a) 複数の為替レートがある場合に、在外営業活動体に対する企業の純投資の換算にどのレートを使用すべきなのか。
- (b) 交換可能性が長期的に欠如している場合には、どのようなレートを使用すべきなのか。

第 1 の論点に関して、解釈指針委員会は、複数のレートのうちどれを在外営業活動体に対する企業の純投資の換算に使用すべきかを決定する際に使用する原則について、IAS 第 21 号の適用における不統一はほとんどないことに着目した。解釈指針委員会は、最も一般的な実務は、IAS 第 21 号の第 26 項（いくつかの為替レートが利用可能な場合に、外貨建取引を機能通貨で報告する際にどの為替レートを使用するのかに関するガイダンスを提供している）の原則を適用することであることを留意した。したがって、この論点には広い適用可能性があるが、解釈指針委員会は第 1 の論点をアジェンダに取り上げないことを決定した。

第 2 の論点に関して、解釈指針委員会は、交換可能性の長期的な欠如は IAS 第 21 号のガイダンスで扱われておらず、そのためこうした状況で IAS 第 21 号をどのように適用するのかが完全には明確でないことに着目した。しかし、解釈指針委員会は、この論点は自らが扱える範囲よりも幅広い範囲のプロジェクトであると考えた。したがって、解釈指針委員会はこの論点をアジェンダに取り上げないことを決定した。

しかし、解釈指針委員会は、企業の財務業績及び財政状態を理解する上で外国為替管理の影響に重要性がある場合には、IFRS のいくつかの現行の開示要求が適用されることに留意した。IFRS での関連する開示要求には次のものが含まれる。

- (a) 重要な会計方針及び当該方針を適用した際の重要な判断の開示（IAS 第 1 号の第 117 項から第 124 項）

- (b) 見積りの不確実性の発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものの開示（感応度分析を含む場合がある）（IAS 第 1 号の第 125 項から第 133 項）
- (c) 企業集団、あるいはその共同支配企業又は関連会社の資産のアクセス又は利用及び負債の決済を行う企業の能力に対する重大な制約の内容及び程度の開示（IFRS 第 12 号の第 10 項、第 13 項、第 20 項及び第 22 項）

(別紙 2)

IASB スタッフによる調査結果 (2018 年 5 月 IFRS-IC 資料から記載)

1. IASB スタッフの調査結果は以下のとおり。
2. ベネズエラで活動する在外営業活動体に係る 20 の企業の IFRS 基準に基づく財務報告の内容を調査。

企業	産業	法域	収益	2016 年の財務報告におけるベネズエラで活動する在外営業活動体の換算に使用したレート
公定為替レートを使用している企業				
A	石油ガス	ヨーロッパ	30b€-60b€	公定為替レート
B	医薬品	ヨーロッパ	30b€-60b€	公定為替レート
C	医薬品	ヨーロッパ	30b€-60b€	公定為替レート
D	医薬品	ヨーロッパ	20b€-30b€	公定為替レート
E	サービス	ヨーロッパ	20b€-30b€	公定為替レート
F	飲料	アメリカ	10b€-20b€	公定為替レート
G	一般産業	ヨーロッパ	1b€-10b€	公定為替レート
H	建設	ヨーロッパ	1b€-10b€	公定為替レート
I	サービス	ヨーロッパ	0b€-1b€	公定為替レート
J	鉱業	アメリカ	0b€-1b€	公定為替レート
2016 年の財務報告まで公定為替レートを使用し、2017 年以降、見積りレートに移行した企業				
K	電気通信	ヨーロッパ	30b€-60b€	公定為替レート
L	消費財	ヨーロッパ	1b€-10b€	公定為替レート
M	健康	ヨーロッパ	1b€-10b€	公定為替レート
見積りレート又は同様のレートを使用している企業				
N	銀行	ヨーロッパ	20b€-30b€	見積りレート
O	保険	ヨーロッパ	20b€-30b€	見積りレート
P	飲料	ヨーロッパ	10b€-20b€	見積りレート
Q	消費財	ヨーロッパ	10b€-20b€	その他のレート ¹

¹ その他のレートの具体的な内容については、2018 年 5 月の IFRS-IC 会議資料に記述さ

R	鉱業	ヨーロッパ	1b€-10b€	経済指標のレート
連結対象から除外している企業				
S	消費財	ヨーロッパ	20b€-30b€	連結から除外
T	消費財	アメリカ	1b€-10b€	連結から除外

れていない。

(別紙 3)

2018年6月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定 (IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」 — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、企業がIAS第21号を適用する際に在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算するために使用する為替レートの決定について検討した。委員会は、この事項を下記の状況において検討した。

- a. 在外営業活動体の機能通貨の他の通貨との交換可能性が、法域の当局によって管理されている。この交換メカニズムは、当該当局が設定した為替レート（公定為替レート）の使用を組み込んでいる。
- b. 在外営業活動体の機能通貨について、他の通貨との交換可能性が長期的に欠如している。すなわち、交換可能性がIAS第21号の第26項に記述されているように一時的に欠如しているのではなく、報告期間の終了後に回復されていない。
- c. 他の通貨との交換可能性の欠如により、在外営業活動体が前記(a)の交換メカニズムを使用して外貨にアクセスすることが実質的にできなくなっている。

委員会は、それらの状況が現時点でベネズエラに存在していると考えた。

委員会は、そうした状況において、企業がIAS第21号を適用する際に公定為替レートを使用することを要求されるのかどうかを議論した。

委員会は、企業は在外営業体の営業成績及び財政状態の表示通貨への換算をIAS第21号の第39項及び第42項の要求事項を適用して行うことに着目した。それらの項は、企業に次のような換算を要求している。

- a. 在外営業活動体の資産及び負債は、決算日レートで換算する。
- b. 在外営業活動体の収益及び費用は、在外営業活動体の機能通貨が超インフレ経済の通貨でない場合には取引日の為替レートで換算し、超インフレ経済の通貨である場合には決算日レートで換算する。

決算日レートと取引日レート

IAS第21号の第8項は次のように定義している。(a) 「決算日レート」とは、報告期間の末日現在の直物為替レートをいう。(b) 「直物為替レート」とは、即時の受渡しに係る為替レートをいう。それらの定義に照らして、委員会は、決算日レートは、企業が報告期間の末日現在で法律上の交換メカニズムを通じてアクセスを有するレートであると結論を下した。

したがって、委員会は、前記の状況において、企業は公定為替レートが期末日レートの定義を満たすかどうか（すなわち、報告期間の末日現在でアクセスを有するレートなのか）を評価すると考えた。同様に、在外営業活動体の機能通貨が超インフレ経済の通貨でない場合には、企業はIAS第21号の第39項(b)を適用する際に公定為替レートが取引日現在の為替レートを表しているかどうかを評価する。

事実及び状況の連続的な評価

上記の状況において、経済状態は一般的には絶えず変化している。したがって、委員会は、各報告日において、公定為替レートが決算日レート（及び、該当がある場合には、取引日現在の為替レート）の定義を満たすかどうかを再評価することの重要性を強調した。

開示要求

企業は、企業の財務諸表の理解への目的適合性がある情報を提供することを要求されている（IAS第1号「財務諸表の表示」の第112項）。委員会は、前記の状況において、目的適合性のある情報を開示することの重要性を強調した。特に、委員会は、下記の開示要求が、企業の財務諸表の理解への目的適合性がある可能性があると考えた。

- a. 重要な会計方針、及び当該方針を適用する際に行った判断のうち、財務諸表に認識された金額に最も重大な影響を与えているもの（IAS第1号の第117項から第124項）
- b. 見積りの不確実性の発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの（これには感応度分析が含まれる場合がある）（IAS第1号の第125項から第133項）
- c. 企業が企業集団の（又は共同支配企業若しくは関連会社に関して）資産のアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に関する重大な制限の内容及び範囲（IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の第10項、第13項、第20項及び第22項）

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、前述の状況において、企業が在外営業活動体の営業成績又は財政状態の表示通貨への換算に公定為替レートを使用するのかどうかを評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

関連する IFRS 基準の規定

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

定 義

8 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

決算日レートとは、報告期間の末日現在の直物為替レートをいう。

為替差額とは、ある通貨の特定の数量単位を異なった為替レートにより他の通貨に換算することにより生じる差額をいう。

為替レートとは、2つの通貨が交換される比率をいう。

公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう（IFRS 第13号「公正価値測定」参照）。

外国通貨とは、企業の機能通貨以外の通貨をいう。

在外営業活動体とは、その活動が、報告企業と異なる国又は通貨に基盤を置いているか又は行われている、報告企業の子会社、関連会社、共同支配の取決め又は支店をいう。

機能通貨とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨をいう。

企業集団とは、親会社及びそのすべての子会社をいう。

貨幣性項目とは、保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債をいう。

在外営業活動体に対する純投資とは、当該営業活動体の純資産に対する報告企業の持分の額をいう。

表示通貨とは、財務諸表が表示される通貨をいう。

直物為替レートとは、即時の受渡しに係る為替レートをいう。

機能通貨以外の表示通貨の使用

表示通貨への換算

38 企業は、財務諸表をどの通貨（又は複数の通貨）で表示することもできる。表示通貨が企業の機能通貨と異なる場合には、企業は業績と財政状態を表示通貨に換算する。例えば、企業集団の中に機能

通貨が異なる個々の企業が含まれている場合には、各企業の業績と財政状態は、連結財務諸表を表示できるように共通の通貨で表現される。

39 機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない。

(a) 表示する各財政状態計算書の資産及び負債（すなわち、比較対象金額を含む）は、当該財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。

(b) 純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書に係る収益及び費用（すなわち、比較対象金額を含む）は、取引日の為替レートで換算しなければならない。

(c) 結果として生じるすべての為替差額は、その他の包括利益に認識しなければならない。

42 機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない。

(d) すべての金額（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用（比較対象金額を含む））は、次の場合を除き、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。

(e) 金額を超インフレ経済以外の通貨に換算する場合には、比較対象金額は、該当する過年度の財務諸表に当期の金額として表示した金額（すなわち、物価水準のその後の変動又は為替レートのその後の変動についての調整はしない）としなければならない。

43 企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨である場合には、第42項に示した換算方法を適用する前に、IAS 第29号に従って財務諸表を修正再表示しなければならない。ただし、超インフレ経済以外の通貨に換算される比較対象金額は除く（第42項(b)参照）。経済が超インフレではなくなり、企業がIAS 第29号に従って財務諸表を修正再表示しなくなった場合には、企業は、表示通貨への換算のための取得原価として、企業が財務諸表の修正再表示を中止した日現在の物価水準に修正再表示した金額を使用しなければならない。

IAS 第1号「財務諸表の表示」

会計方針の開示

- 122 企業は、重要な会計方針又は他の注記とともに、見積りを伴う判断（第125項参照）とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示しなければならない。

見積りの不確実性の発生要因

- 125 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。

(f) その内容

(g) 報告期間の期末日現在の帳簿価額

- 129 企業は、第125項の開示を、経営者が将来について及び見積りの不確実性の発生要因について行う判断を財務諸表利用者が理解するのに役立つ方法で表示する。提供される情報の内容と範囲は、仮定の内容及びその他の状況に応じて変わってくる。企業が行う開示のタイプの例として、次のようなものがある。

(h) 仮定又はその他の見積りの不確実性の内容

(i) 帳簿価額の、その計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む）

(j) 不確実性についての予想される解決、及び翌事業年度中に合理的に生じる考え得る結果の範囲（影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関して）

(k) 当該資産及び負債に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

子会社への関与

- 10 企業は、連結財務諸表の利用者が次のことができるようにする情報を開示しなければならない。
- (a) 次のことの理解
 - (i) 企業集団の構成
 - (ii) 非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与の理解（第12項）
 - (b) 次のことの評価
 - (i) 企業集団の資産へのアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に対する重大な制約の内容及び程度（第13項）
 - (ii) 連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動（第14項から第17項）
 - (iii) 支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動の帰結（第18項）
 - (iv) 報告期間中の子会社に対する支配の喪失の帰結（第19項）

重大な制限の内容及び程度

- 13 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 企業集団の資産のアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に関する重大な制限（例えば、法律上、契約上及び規制上の制限）。例えば、
 - (i) 親会社又は子会社が現金その他の資産を企業集団内の他の企業に（又は他の企業から）移転する能力に対する制限
 - (ii) 保証又は他の要求で、企業集団内の他の企業に（又は他の企業から）配当その他の資本分配の支払及び貸付の実行又は返済を制限する可能性のあるもの
 - (b) 企業が企業集団の資産のアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力を著しく制限する可能性のある、非支配持分の防御的な権利の内容及び程度（例えば、親会社が自らの負債を決済する前に子会社の負債を決済する義務がある場合、又は子会社の資産へのアクセス又は負債の決済を行うために非支配持分の承認を要する場合）
 - (c) 当該制限が適用される資産及び負債の連結財務諸表上の帳簿価額

共同支配の取決め及び関連会社への関与

- 20 企業は、財務諸表の利用者が次のことを評価できるようにする情報を開示しなければならない。
- (a) 共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響（共同支配の取決め及び関連会社に対する共同支配又は重要な影響力を有する他の投資者との契約上の関係の内容及び影響を含む）（第21項及び第22項）。
 - (b) 共同支配企業及び関連会社への関与に関連したリスクの内容及び変動（第23項）

共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響

- 22 企業は次の事項についても開示しなければならない。
- (a) 共同支配企業又は関連会社が現金配当の形で企業に送金する能力、又は企業が行った貸付けを返済する能力に関する重大な制限の内容及び程度（例えば、借入れの契約、規制上の要求、又は共同支配企業又は関連会社に対して共同支配又は重要な影響力を有する投資者間の契約上の取決めにより生じるもの）
 - (b) 持分法の適用に際して用いる共同支配企業又は関連会社の財務諸表の日付又は期間が、企業の財務諸表と異なる場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
 - (i) 当該共同支配企業又は関連会社の財務諸表の報告期間の末日
 - (ii) 異なる日付又は期間を使用している理由
 - (c) 企業が持分法の適用に際して共同支配企業又は関連会社の損失に対する持分の認識を停止している場合には、共同支配企業又は関連会社の損失に対する未認識の持分（報告期間と累計の両方について）

以 上